

参議院人事・建設連合委員会會議録第一号

昭和二十七年五月二十二日(木曜日)午前十時五十三分開会

委員氏名

人事委員

委員長 カニエ邦彦君
理事 千葉 信君

建設委員

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 小川 久義君
石川 榮一君
島津 忠彦君
徳川 宗敬君
門田 定藏君
三木 治朗君
東 隆君

委員

田中 一君
小川 久義君
楠瀬 常猪君
深水 六郎君
徳川 宗敬君
前田 穰君
松浦 定義君
東 隆君

政府委員

人事院事務局長 岡部 史郎君
局法制局長 根道 広吉君
調達庁事務部長 中村 文彦君
調達庁事務次長 山田 二郎君

出席者は左の通り。

人事委員

委員長 カニエ邦彦君
理事 千葉 信君

委員

平井 太郎君
溝口 三郎君
紅露 みつ君
廣瀬與兵衛君

建設委員

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君

委員

田中 一君
小川 久義君
楠瀬 常猪君
深水 六郎君
徳川 宗敬君
前田 穰君
松浦 定義君
東 隆君

政府委員

人事院事務局長 岡部 史郎君
局法制局長 根道 広吉君
調達庁事務部長 中村 文彦君
調達庁事務次長 山田 二郎君

説明員

調達庁事務次長 山田 二郎君

本日

本日の会議に付した事件
○日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔カニエ邦彦委員長席に附く〕

○委員長(カニエ邦彦君) 只今より人事・建設連合委員会を開会いたします。

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案を議題に供します。

先ずこの法律案につきましては、前回

の委員会において提案の理由の説明は済んでおります。そこで法律案についての逐條的な御説明を政府からお願いいたします。

○政府委員(中村文彦君) 只今議題になりました法案の各條ごとに詳細に御説明いたします。

第一條は、国家公務員法の一部を改正するものでございますが、第二條の第三項、第十六号、第十七号を削除する老えでございまして、第十六号は、「連合軍の需要に応じ連合国軍のために労働に服する者」というものでございまして、今回これが主要な問題になりまして、国家公務員法から外れる思想で出したわけであります。第十七号のほうは、これは公団の關係でございまして、実はこの機会に關連して措置をとつたという考え方でございまして、この第一條の思想は、従来御承知の通り国家公務員法の特別職でありました連合軍要員の労働者を平和條約の発効と同時に国家公務員の身分から外しまして、今後は一般民間の事業の労働者と同じような扱いをしようという考え方が盛り込まれてございまして、次に第二條でございまして、これは特別職の職員に關する法律でございまして、この法の内容は、只今申し上げました連合軍要員の關係の給與その他諸條件は調達庁長官が大蔵大臣と協議の上で定めるといふ條がございまして、これを今回外します。第九條に關しては、大蔵大臣の協議の事項を削り、全面的に調達庁長官が決定する線

を出そうという考え方でございまして、それから第三條は、国家公務員共済組合法の一部改正でございまして、これは従来とも国家公務員共済組合法の適用がないという実は條項があるものでございまして、そのとらに連合軍要員というやはり言葉があらまするので、これをこの際駐留軍労働者というように思想で、適用がないのだという念のため規定をやろう、こういうのが第三條でございまして、それから第四條は、寒冷地手当、石炭手当等の支給に關する法律の一部改正の問題でございまして、これはやはり国家公務員といたしまして公務員と同様の扱いを受けておつたのでございまして、国家公務員の身分から外す機会にこれらもやはり一応除くというふうな思想でございまして、それから第五條は、御承知のいわゆるL.V.のほうの問題でございまして、これは第五條と第六條は両方L.V.の關係でございまして、これは従来は連合軍要員でございまして、これは従来は連合軍要員として扱ってございまして、労働者として扱ってございまして、技能工系統と職員労働者というふうな言葉を用いて扱ってございまして、これは、技能工系統の労働者につきましては労働大臣が告示いたしますところのいわゆるブリッジエンジニアリング・ウェイジの線で前後上下を押しななければならないということに相成つておるのであります、今回それらを一切外しまして、やはり先ほど申しました第九條の線で措置するよ

うにしたいというのが第五條、第六條の思想でございまして、それから第七條におきましては、これは先に法律でやつておりましたいわゆる銀行拂の給與の取扱ひの問題でございまして、これは従来とも多額の金を給與支拂その他には取扱つておりましたので、いろいろと間違ひのものと相成つておりましたから、それらを是正するために実はこの法律が出ておるのでございまして、今後ともやはり同様な趣旨で銀行拂の線を確保したいというふうな考えでございまして、従来の一連合軍の需要に應じ連合軍の労働に服する者」というふうなことで、今後の平和発効後の扱いにいたしましては該当いたしませんので、この際駐留軍労働者というふうな扱いをするために、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基づき駐留するアメリカ軍、連合軍軍隊のために労働に服する者ということとを諷つたものであります。それから第八條は、駐留軍労働者の身分の問題でございまして、これは特に第一條に、先ほど御説明いたしました通り国家公務員でない一般民間の労働者の扱いをする思想を取入れたものでございまして、そこで特に念のために国家公務員ではないとの勤務と解してはいないという思想を念のために諷つたものでございまして、それから第九條は、これは今後の労働者の給與その他、きめ方並びにきめる責任者でございますか、そういうものを明確にするた

めに特に語つたものでございます。この思想は先ほど申し上げました通り、今後は民間の事業の労働者扱いとなりまゝする、PWも外れます。又従来事務系統などにおきましては、この給與は公務員のおおむね一割増といふ線を確保いたして参つておるのでございまして、今後はそれらの基準が相当組みにくい事態に相成ろうと考えます。従いましてそれらを考慮いたしまして、給與その他の勤務条件につきましては、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業員における給與その他の勤務条件を考へまして調達庁長官が定めるのだという思想をここに盛り入れたのでございます。

それから附則の関係でございますが、第一項におきましては、これは平和條約発効の日より適用するようにお願いしたいという考えでございます。それから第二項におきましては、先ほども申し上げました通り、一応一切の法律関係その他が切れますので、すぐに乗替りの措置をいたさなければならぬのでございますが、その乗替りの措置をいたしまして、一応従来きめておりましたような給與の規定その他一切はこのまま今後の勤務条件として採用するという思想を盛り入れたのでございます。それから第三項は、退職金の問題でございますが、この点につきましては、先ほど来申し上げました通り、一応身分が平和発効日に切れます形になりますので、如何に措置するかというのを盛り入れたものでございまして、これは一応身分につきまゝは平和発効日までの退職金はそれまでの従来の退職規定その他によりまして計算いたしまして、それを確保してお

いて、将来本人が退職します時においてそれに一応の加算を附けまして退職手当として支給しようという考え方でございます。この退職規定につきましては、従来の連合国軍労働者については、国家公務員とは別の退職規定ができておりまして、年限その他から換算しまして、いわゆる二割に退職した場合並びに本人が退職を希望しまして本人が申出まして退職した場合、それから本人のいづれかの過半数その他から退職せざるを得ないような事態に立ち至る場合、おおよそ三通りの方法を考慮いたしまして、円満に退職した場合におきましては、勿論規定されておりますところの退職金が全部出るわけでございますが、本人がみずから進んで退職するといふような場合におきましては、成規の手續の退職手当の二分の一しか支給しないというのでございます。それから過半数その他におきましては勿論これは退職金がないといふふうな構想を取入れております。従いましてこの附則第三項におきましては、先ほど申し上げましたような三通りのうちの第一項の事業主のほうの都合によりまして解雇された、いわゆる円満に、満足以従来勤務を勤め果しましたものとしての退職金の計算をいたしまして、その額を一応基準にいたしまして、平和発効日の翌日から年五分の割合の率をかけた額を加算いたしたものを本人の退職する場合に渡さう、こういう思想を取入れたものでございまして、本案は以上のようなことでございまして、一応この線の問題を進めたいというように考えております。なお参考までに申し上げますと、従来扱つております労働者は大よそ二十三

万ございまして、そのうち平和発効と同時に約一万四、五千という者がこので解雇になつておりまして、残りまじの約二十一万程度でございます。これが今後附則第三項に言いますところの平和発効の日において引続き駐留軍労働者として残つております者でございます。これらの給與につきましては、先ほど申し上げましたが、事務系統におきましてはおおむね公務員の一割増しの線を従来とも確保いたして参つております。それから技能工系統と申しますと、いわゆる自動車の運転手とか機械整備工とかいうような特殊な者が主でございますが、さような者につきましては労働大臣の告示に基づきまして支拂つておるというのでございます。それからその他のことにつきましては、大体例えれば地域手当の問題、或いは家族扶養手当の問題、或いは年末手当、石炭手当といふようなものにつきましては、従来公務員と同等の扱いをいたして参つておるのでございまして、今後におきましてもこれらにつきましては我々といつたようにこれら線の確保したいというように考えております。御承知の通り昨年の六月まではこの大部分は終戦処理費で賄つて参つたのでございますが、昨年の七月一日からアメリカ軍関係の大部分につきましてはアメリカ合衆国と日本国との間の契約に基づきまして、償還の方法で財源を得ております。この財源は、給與その他の諸手当一切、それからいろいろな諸経費、管理費などを含まましたものが全部支出後において補償されておるというふうなことでございまして、実は第一條に特に国家公務員より外す際におきましてもいづれと

議論が出たのでございますが、実のところ國庫の支出というふうな形にはなつておりますけれども、本質的にはドルが國の機關を通して円となつて労働者に手渡るといふふうなことでございまして、國費の負担にならないような立場にありますので、それでこの際国家公務員の線を外すというふうなことも一応考えられたわけでございます。以上のようなわけでございまして、誠に辻褄の合わない話でございますが、簡単に御説明に代えます。○委員長(カニ彦彦彦) 申し上げますが、只今来ておられる政府の關係者は、特別調達庁の長官の根道吉吉君と、労働部長の中村君、それから次長の山田君、それから人事院の法制局長の岡部君、なお退職金その他の予算上の關係も関連いたしますので、大蔵省の主計局長、給與課長等をお呼びいたします。これはまだこの席にはお見えになつておりません。従つて今日は連合委員会でございますから、主として建設委員のかたの御質疑を願いたいと思つております。質疑のあるかたは順次御發言を願います。

○田中一君 現在講和発効と同時に連合軍が駐留軍と変換するということについて、従事労働者の身分上の変更は当然起り得ると思ひますが、私がこの際伺いたいのは、法律で公務員じやないといふことに定められた以上、無論國から円満に退職したという形は当然でありまして、先ほど政府委員のほうから話を聞きますと、従来も退職手当の問題については円満に退職した場合、自分の願出によつてやめた場合、首を切られた場合との三種類ある。円満にやめた場合には定められた規則によつて正當なる退職金をもらう。願出によつてやめた場合には二分の一、或いは減額にはないといふことになつております。併し現在では円満に勤務している、併しながら使用者のほうの性格が變つたために一応国家公務員としての枠から外れるといふ場合には、これは当然円満に退職したといふことになつておるものであります。従つてこの手当は当然ここで出さなければならぬのであります。附則の第三項を見ますと、引續いて駐留軍に労働者として就職している者はその当然もらうべき退職手当がもらえない。連合軍から駐留軍に移る、駐留軍をやめる場合に前記にやるのだ。こういうふうな法律の精神と考へます。先ず第一にお尋ねしたいのは、なぜ連合軍労働者が一応駐留軍労働者として変換する場合に当然退職した者とみなして、ここにも当然退職した者とみなすといふことになつておりますか、その金を、退職手当を拂わんかといふこと理由を先ず第一に伺いたいのであります。○政府委員(根道吉吉君) 過去の連合軍要員は現在の駐留軍勤務の労働者と同じように引續いて日本政府の雇用者であります。その意味においては一面身分の変更がないといふことも言えるわけでありまして、従いまして退職した手当を拂うとか拂わんかといふこと自体が問題になるのであります。やめるときに拂うといふことは當然でありまして、只今申されましたように占領軍が駐留軍になつたといふことに變化があるのであります。併しながら事実問

題として考えて見ますと、過去においては占領軍であった、その占領軍時代におきましてとにかく円満に勤務を続けて来たものであるということであり、併しなからこのままで退職手当に關して何らの措置もいたしませんければ、従来の規定によりまして自己退職を、やはり自発的に退職する、自分の都合によつて退職する場合に退職金が半額になるという事実を生ずるわけであり、折角占領軍時代に円満に勤務したところの労働者の保護に欠けることがあるのではないか。従つてそのときにおいて退職したものとみなして得べかりし退職金を確保しておくということが労働者に対する保護の途である、こういうふうに考えるわけであり

ます。
なお、なぜ現金を以て直ちに支給せんかという御質問であります。労働者の方面におきましては、現金を以て即時支給の要求が最初にあつたのであります。その後政府におきまして本件関係の資金の運用、政府予算の関係等いろいろ話をいたしました、その結果法律的に保障を受ければよろしいという結果今日ここに御審議を願つていらっしゃるわけであり、その結果として現在資金が七十五億円あります。又そのほかに法律上資金を借入れることが出来る枠が五十億円ほどござります。合せて百二十五億円の限度でござります。現在七十五億円を以ては回転に足りませんので、更に三、四十億の金を借りて賄つていよう状況であります。従いまして退職金を一時に

拂いますと、到底その資金を以て賄い得ない状態にあります。現在立替拂をいたしまして、遅れております金は數十億に達します。約二カ月分には達すると思ひます。これが丁度退職金の総額くらいになつてゐるのであります。従いまして政府といたしましては、特に特別の措置を講じませんければ、到底即時に現金の支給をするということが事実上不可能であります。そういうわけで本法案のごとき内容とした次第であります。

○田中一君 若しもこの身分が切換へになつたという後において自分から願ひ出て退職した場合に、それまでの分は円満退職と認めて全額を拂ひ、その後自己が出た場合には二分の一を支拂うということになるのですか。
○政府委員(根道広吉君) その通りであります。

○田中一君 そうしますと、實際上身分が変り、退職したということはつきりと確認されているわけですね。
○政府委員(根道広吉君) 退職した者とみなしてそのような計算をする、こういうわけであり、

○田中一君 二十六年の七月前までは終戦処理費で賄つておつた、二十六年七月からは連合軍と日本との契約によつて支弁しておつたと思ひますが、この契約の内容はどうなつておりますか。

○政府委員(根道広吉君) 契約の内容は、日本政府と組合側と協約を結んであります。その線の内容の諸給與、手当等を契約の附屬書にいたしまして、それを現実の支拂の後に償還する。なお政府のその労働管理上に要した経費、一定の額を米軍が一人当りに

ついて幾ら拂うというのが契約の内容容であります。

○田中一君 二十六年七月以降にこの契約に基いて拂つた金は、日本の分担保した金はどういつた方面から出しておりますか。連合軍が分担している場合には何で拂つておつたか、そしてどちらが拂つておつたのか、その財源はどちら側が負担しておつたのですか。
○政府委員(根道広吉君) 七月以前におきましては一切が終戦処理費の負担でありました。その後におきまして米軍においてこの契約の内容に關係のある分、労働費は米軍の負担、ただ後における償還であります。それからそのほかの負担であります。それからそのほかの負担に講和條約発効までは終戦処理費支弁の英、漢軍関係、或いはその他ミツシヨン関係の労働者があつたわけであり、

○政府委員(中村文彦君) 只今の御質問の、つまり差額が約九十九億あるの、ございまして、これにつきましましては勿論先ほど長官からも御説明いたした通り、政府の七十五億の持出しがあり、入金をやつてそれで漸く賄つておりますので、かような金が入つて参りますれば、そちらの借入金等の償還などに充てることが勿論、又今後の運営の資金として利用されるわけにござい

ます。
○田中一君 大蔵省のかたは見えてお

りませんか。
○委員(カニエ邦彦君) お答えいたします。まだ来ておりませんが……。

○田中一君 講和発効の日が一応政府では大体見當がついておつたと思ひますが、その場合にこの予算上の資金の要求は、調達庁からは大蔵當局に要求

七百二十四円二十銭、かように相成つております。そのうち償還を受けました額は三百十三億九千三百二十四万三千百九十八円八十六銭、かようなことに相成つております。

○田中一君 この從來までに入りまして、この三百十三億の使途の内容をお示し願ひたいのです。
○説明員(山田二郎君) 大部分が働いた労働者各位に対する給與の支拂であります。そのうち若干は事務費等に充

当いたしました。○田中一君 資料として御提出願ひます。
次にその約百億というものが、まだもらねずにある債権と言ひますが、もたらねばならぬ金があるようですが、これはこの法律ができて後にどういう形で使つても可いのですか。

○政府委員(中村文彦君) 只今の御質問の、つまり差額が約九十九億あるの、ございまして、これにつきましましては勿論先ほど長官からも御説明いたした通り、政府の七十五億の持出しがあり、入金をやつてそれで漸く賄つておりますので、かような金が入つて参りますれば、そちらの借入金等の償還などに充てることが勿論、又今後の運営の資金として利用されるわけにござい

ます。
○田中一君 大蔵省のかたは見えてお

りませんか。
○委員(カニエ邦彦君) お答えいたします。まだ来ておりませんが……。

したのですか。それともそのまゝ今日までそれに対する要求、或いは国としても何ら手当はしなかつたのですか、その点どうなつておりますか。
○政府委員(中村文彦君) 勿論このことにつきましましては、政府といたしましては、昨日の御説明にありました法案をでつち上げるまでに実はいろ／＼といきさつがござります。で資金經理から見ますれば、先ほど申しましたように約九十九億の金の未償還がありまして、特別調達資金の經理だけではこの問題の解決はな／＼困難でござ

います。で大体附則第三項によりまして退職金を概算いたしますと、おおよね八十億見当の予算をここに手持に持たなければ直ちに支拂いをするという立場は見通しがつかなかつたのでござ

います。そこで大蔵省ともい／＼折衝を重ねまして、如何ような取違ひに行か／＼とございまして、併しなから国の財政的な見地から見まして、當時にいたしましてはな／＼八十億、九十億の金の見通しはつかねますので、実はかような附則第三項のような結論に達したようなことでもございまして、大蔵省といたしましてこの点は相当苦心した点でござい

ます。
○田中一君 当然円満に退職手当がも

らえるものなんですか、今後自分のほうから進んでこの退職手当が欲しいというにやめようと思つた場合、これはやはり二分の一しか退職手当は出さんおつ

りですか。
○政府委員(中村文彦君) 只今の御質問の件は、従来の平和発効時までの退職金も二分の一になるかという御質問かと思ひますが……。

○田中一君 いや、そうではありません。

○政府委員(中村文彦君) さようではなく、一応平和発効時までの本人の受くべき金につきましては手がつかない、これは計算の通りそのまゝ行く、ただその後の平和発効の翌日からのことにつきましては、これは本人の希望ならば二分の一になるという計算に相成ります。

○田中一君 この身分の切替えのときに約一万五千人くらい解雇した。これはおおよそどういふケースで以て解雇されましたか。

○政府委員(中村文彦君) この主たるものは英露軍関係であります。これは先ほど長官から御説明いたしました通り、平和発効と同時に日本政府とい

たしましては何らの義務もなく、この解雇の下に、一応平和発効と同時にこの多くの者を一度解雇いたしましたものであります。その関係が大体一万四、五千ござります。それからその中にな

おミッション関係その他も多少ござりますが、主として平和発効と同時に一切の措置がつくという関係だけが切られたわけでござります。でその後のものにつきましては、只今議題にして頂きましたこれらの法律の関係を相成るといふふうになるのでござ

います。

○田中一君 今の一万五千名を英露軍関係として解雇した、これは採用された者もござりますか、それとも今後優先的に一応便利に、馴れておつて便利

なはずですから、又條件として若し必要ならばこういう者を使うというお考

えになりませんか。

○政府委員(根道広吉君) 英露軍の関

係につきましては、日本政府の雇用を完全に現在離れた状態にあります。従いまして政府といたしましては解雇手

当及び退職手当の清算中でありませ

す。又はそれらの大部分の者は英露軍からの個人宛の通知によりまして、今後は

自分のほうで直接に雇う、異存ない者

は働けという通知がありまして、それ

ぞれ現在勤務中でありまして、勿論これに關連いたしまして多少の問題もある

ように聞いております。併しながら問題英露軍と各労働者の直接の雇用関係であるというが現状であります。

○田中一君 ちよつと前に戻ります

が、田満に解雇した場合、自分から退職を申出た場合、田満に退職したの

はどういふ場合ですか。

○政府委員(根道広吉君) 田満という言葉がちよつと普通の場合と違ひます

が、雇用者側において必要がなくなつたということと解雇する場合を、今中

村部長の言われた田満の解雇の場合とお考えを願ひます。いわゆる依願退職

というやつが、これがいわゆる便宜、自分による退職……

○田中一君 特訓の長官としては、この願出の仮に退職者が一体月にどのく

らいづつ今後あるだらうというふうな見込と考へておりますか。やはりそれ

がある場合、数のうち、まあ何しろ五

万人もやめた場合、その手当はできるのですか。その程度はどの辺まで退職

手当が支拂いできるという見込で財政政策をとつておりますか。

○政府委員(根道広吉君) 過去におきまして非常に大量の解雇者が出た場合は、前年の六月及び七月の切替時でございまして、勿論その当時退職手当は終戦処理費を以て賄つたわけであり

して、問題はあります。その後大量の解雇というものが起りましたのは、

今度の英露軍関係の解雇であります。

その他の常時解雇、退職して行く者の数はさまで多いわけではありませ

ん。退職手当の金額の上から見ますと、月に三億乃至五億というふうな数字が出

ておつたように記憶しております。

○田中一君 どのくらいの退職手当の資金を準備してゐるかを伺ひたい。今

までの前例よりもです。

○政府委員(根道広吉君) 退職手当の資金として幾らという計算はいたして

おりません。ただ先刻申し上げましたように七十五億の回轉資金がございま

す。又そのほか足らんものは借入金というこ

とでやつておるわけでありませ

が、その中で普段のものは大体において賄ひ得るものであります。又一旦非

常に何かの都合で解雇がたくさん出るといふことがありました場合には、大

抵その資金を以ては一時的には賄ひ得ないわけでありませ

す。これは明白であります。そういう場合を予想いたし

まして去年七月、日本政府とアメリカ合衆国との間に本件に關する契

約を結びましたときに、その契約の案を閣議の了承を求めるに際しまして、

将来解雇者がたくさん出て、退職手当の償還というものが時がたたんうちに

累積される虞れがある。そのとき非常に一時的の空白ができる虞れがある。

そういう場合には一般会計より特にこれが面倒を見るという措置を講ずるといふような措置も、そのときから考へておつたわけでありませ

せん。常時起るような退職は大体において現在の資金中において賄ひ得るものである。殊に又償還の度が進んで参りますと、退職手当に相当する部分

は、現実には計算上も多少の蓄積が残されて来る、時がたつてから残されて

来る。従ひましてその場合にはたとえ三万、五万の解雇者が出るよう

な場合がありましても、相当期間たつたあとならば十分に賄ひ得るものと、

こういう予想をつけておる次第であります。

○田中一君 もう一点、この退職手当の約束された金に對しては、年に五分の割合で以てこれは利子を附けるとい

う形ですね。利子ですか、これはどういふことになるのですか、「乗じて」と

いう意味は……

○政府委員(中村文彦君) この五分と考へましたのは、いわゆる法定利率でござ

います。打明けた話を申し上げますれば、お話の通りで、大抵利子に相当

する金額でござりますが、一応この法案として考へますことは、退職いた

しましたあとやはり引續いて相当長く動めておられるのだと思われませ

す。一応慰勞金を兼ねましたようなところの手当という気持ちで繰込んだものでござ

います。

○田中一君 これに對する予算上の措置は、この二十七年の予算に入つて

ござりますか。

○政府委員(中村文彦君) この労働者の給與その他につきましては、先ほど

来も申上げます通り、調達資金で經理いたして参つておりますので、政府の

予算上の面にはいつも現われておらんのでござ

います。で、従ひまして予算よりの支拂いということになつてはおり

ません。調達資金からその都度拂つておるといふことでありまして、予算の面には計上されませんのでござ

います。

○田中一君 先ほど申し上げました通り、二十六年七月から連合軍からもら

つておるドル、これの使途を成るべく細かく、計算上の明細を出入つた金、

出た金、どこへ使つたかといふことを一つ至急に御提出願ひたいと思つて

す。それを拜見した上でもう一遍笑は連合を持つて頂きたいのですが、こ

れは各委員長で御相談願ひます。私の質問は今日はやめます。

○委員長(カニエ邦彦君) ちよつと速記をとめて……

午前十一時三十分速記中止

○委員長(カニエ邦彦君) 速記を始め

て、それでは人事、建設連合委員会はこの程度にいたしまして、建設委員

のかたから今後御発言があれば委員外発言を以て御発言を願ひたい、かように

思います。御異議ございませ

んか。〔異議なしと稱する者あり〕

○田中一君 資料の提出をはつきりと約束しておいて下さい。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは御異議ないものとしてさう取扱ひいた

します。

それから只今田中委員のほうから御要求のありました資料については、政

府のほうで御出願願ひますか。

○政府委員(根道広吉君) できるだけ速かに御要求の資料を提出いたしたいと思ひます。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは連合委員会はこれで終了いたします。

午前十一時五十二分散会